



令和8年度隨時募集版

北山農園

申込案内書



1. 農園について

農園名	北山農園	
所在地	高砂市阿弥陀町北山70番地	
使用料 (1区画)	令和8年度【月額】	1,199円
	年 額【年額】	14,388円
	※ 実際の使用料は、月額使用料に許可日から3月までの月数を乗じて算出してください。 ※ 使用料は年度分の前納です。途中解約による使用料の還付は行いません。	
使用期間	令和8年度 許可日から令和9年3月31日まで 令和9年度以降継続する場合 令和9年度の使用料を納付すれば継続して使用することができます。	

2. 申込について

申込資格

- ・申込日において高砂市内在住、又は在勤の方
- ・農園の遵守事項を守れる方(P3「5. 遵守事項」参照)

申込方法

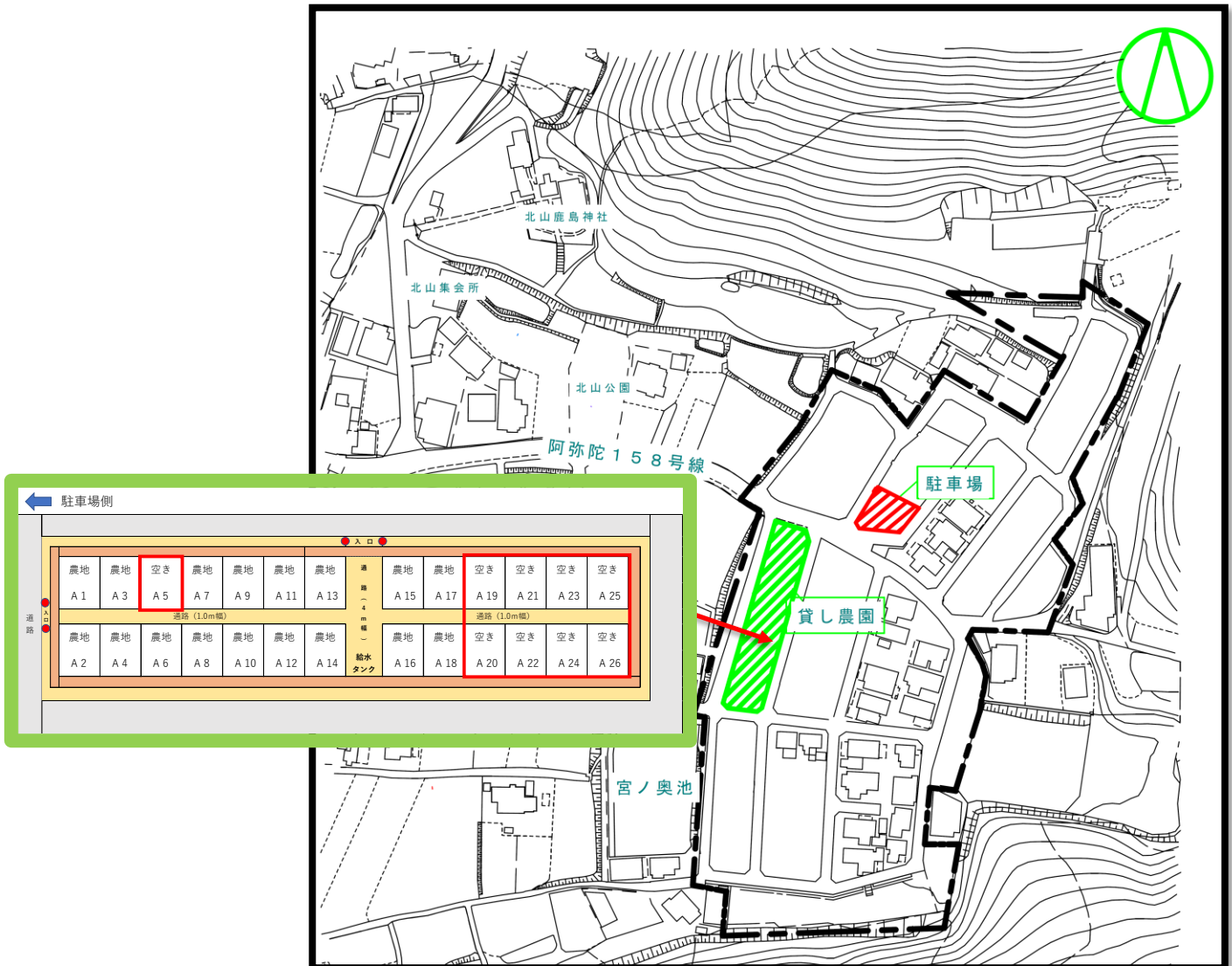
- ・土木総務課に「行政財産使用許可申請書」を提出してください。

※HPからネット申請も可能です。

3. 使用区画

区画面積	約30㎡ / 1区画
区画数	9区画(A5・A19~A26)
使用区画	1人 2区画まで
区画割	杭による区画表示
設備	貯水タンクのみ【水道なし】
駐車場	有り【ゆずり合って使用ください】

最新の空き状況については、高砂市HPをご確認ください。



4. 申込上の注意

- ① 最新の空き状況については、高砂市HPをご確認ください。
- ② 月の途中から利用を開始した場合でも、利用料は1ヵ月分かかります。

5. 遵守事項

- ① 貸し農園及び周辺施設の景観の保全に努めること
- ② ゴミ等は持ち帰ること
- ③ 区画の転貸、交換又は譲渡をしないこと
- ④ 他の方の栽培方法などに過度の口出しをしないこと
- ⑤ 周辺道路に路上駐車をしないこと
- ⑥ 工作物の設置は原則しないこと。ただし、軽微なものについてはこの限りでない。(簡易タンク、道具入れ、防護柵等)
- ⑦ 火気の使用、動物の飼育をしないこと
- ⑧ 収穫物は自家消費とし、営利目的で販売しないこと
- ⑨ 周辺のため池には立ち入らないこと
- ⑩ 個人間のトラブル及び農園内で発生した盗難・器物破損、イノシシ被害等において市は一切の責任を負いません。

6. 栽培カレンダー

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
パレイショ		収穫			植え付け			収穫			植え付け	
レタス	収穫				植え付け			収穫			植え付け	
ミニトマト	植え付け		収穫									
ほうれん草					植え付け	収穫	植え付け	収穫				
カボチャ		収穫		植え付け			収穫			植え付け		
ピーマン	植え付け		収穫									
ナス	植え付け		収穫									
オクラ		植え付け		収穫								
枝豆		植え付け		収穫								
ニンジン	植え付け		収穫	植え付け	収穫							
サツマイモ	植え付け				収穫							
ブロッコリー					植え付け		収穫					
ラディッシュ	植え付け					収穫						
玉ねぎ		収穫				植え付け						
ニンニク		収穫				植え付け						
キャベツ					植え付け			収穫				

7. 案内図



- ① 国道2号の阿弥陀交差点（黄色星印）を北に向かいます
- ② 600m程進むと左手に自動販売機（3台）が見えるので次の交差点を右に曲がります
- ③ 更に600m程進むと「鹿島神社」の看板が見えるので標識に沿って進みます
- ④ 道なりに300m進むと「北山農園」に到着します

8. 現地写真



農園周辺写真

区画割り

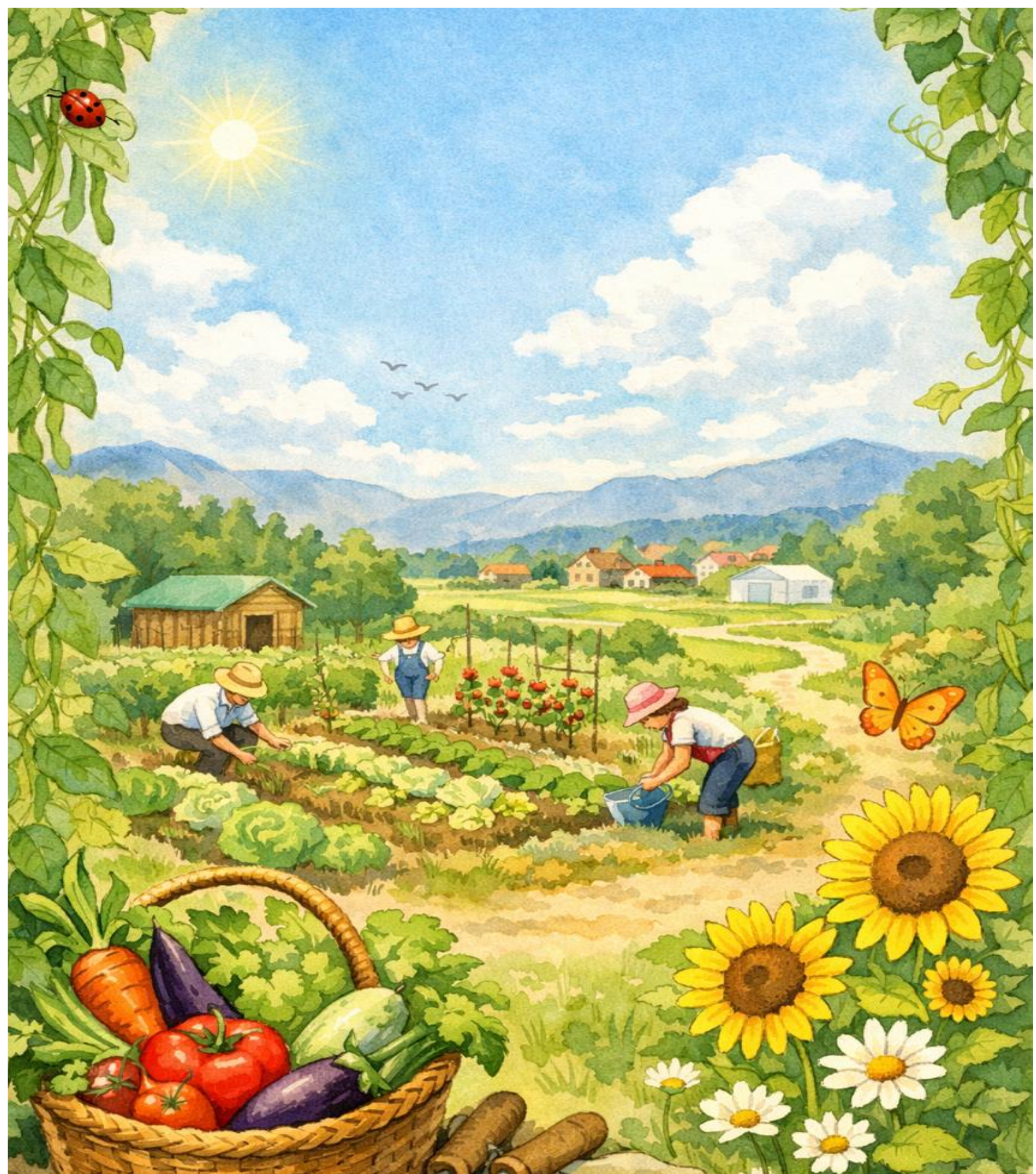


共用スペース（荷下ろし場）



区画看板





高砂市 都市創造部 土木総務課

TEL 079-443-9040 (直通)